

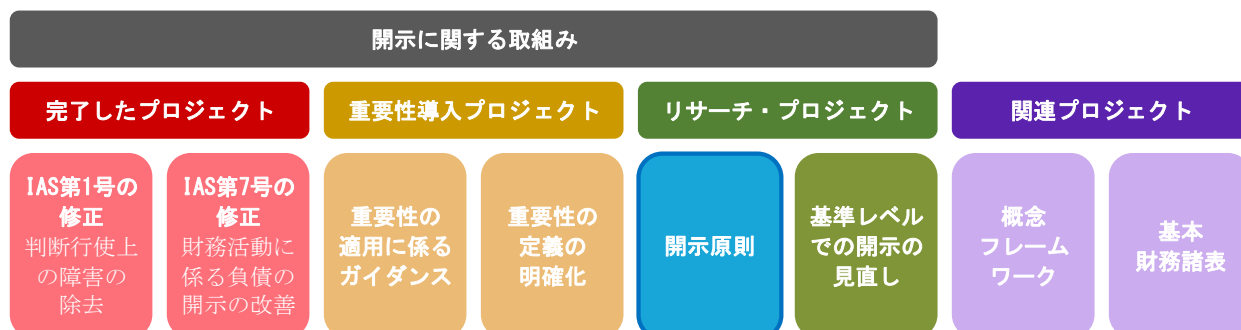
プロジェクト **ASAF 対応**項目 **開示原則ディスカッション・ペーパーとアウトリーチの実施**

## 本資料の目的

- 2017年3月のASAF会議では、開示に関する取組み (Disclosure Initiative) の一環として開発されている開示原則 (Principles of Disclosure) ディスカッション・ペーパー (以下「開示原則 DP」という。) の公表後に実施されるアウトリーチについて、ASAF メンバーの見解が求められている。
- 本資料は、開示原則 DP と IASB が計画しているアウトリーチの方法についてご説明するとともに、ASAF 会議での発言案についてご意見をいただくことを目的としている。

## 開示に関する取組み

- IASB は、財務諸表のコミュニケーションの改善のために、財務報告に係るコミュニケーションの改善 (Better communication) と称して次の3つのプロジェクトに取り組んでいる。
  - (1) 基本財務諸表
  - (2) 開示に関する取組み
  - (3) IFRS タクソノミ
- このうち、開示に関する取組みについては、さらに次のように複数のプロジェクトに分けて進められている。



5. 開示に関する取組みは、開示に関する次のような問題点に対処することを目的として進められている。
  - (1) 目的適合性のある情報が十分に開示されていない。
  - (2) 目的適合性のない情報が過剰に開示されている。
  - (3) 提供された情報のコミュニケーションが効果的でない。
6. 開示原則プロジェクトは、次の開示に関する取組みにおける各種プロジェクトの中核をなすものであり、開示の改善とコミュニケーションの改善の実現を目的として開発されている。
  - (1) 作成者による判断の行使を可能とすることを目的としたプロジェクト
    - ① IAS 第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」という。）の修正
    - ② 重要性に関する実務記述書
    - ③ 重要性の定義
  - (2) 開示に関する要求事項の改善を目的としたプロジェクト
    - ① IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正
    - ② デジタル報告
    - ③ 基準レベルの開示の見直し

## 開示原則 DP

7. 開示原則プロジェクトでは、IFRS 基準全体にわたって適用される開示原則を開発してほしいとの要望に応じるため、現在、開示原則 DP の作成を進めている。

### （開示原則 DP の目的）

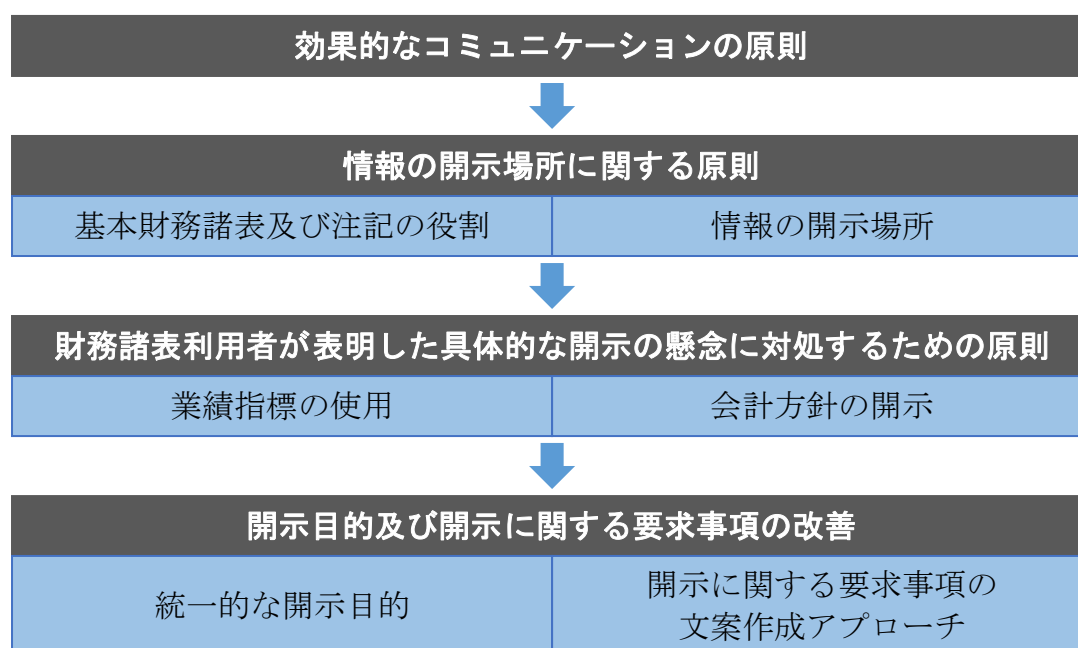
8. 開示原則 DP の目的は、次のとおりである。
  - (1) 企業（作成者）が、開示に関してより良い判断を行使し、より効果的にコミュニケーションを行う助けとなること
  - (2) 財務諸表の主たる利用者のための開示を改善すること
  - (3) IASB ボードが、IFRS 基準の開示に関する要求事項を改善する助けとなること

**(開示原則 DP のアウトプット)**

9. 開示原則 DP は、開示に関する新しい原則の開発及び既存の原則の明確化、並びに補助的ガイダンスについて検討している。これらは概念フレームワークプロジェクトにおいて開発された概念に立脚し、他のリサーチ・プロジェクトに対して情報を提供することとなる。
10. 開示原則 DP の最終的な目標は、新規の一般開示基準の開発又は既存の一般開示基準の改訂（すなわち、IAS 第 1 号の修正又は置換え）である。これらは、補助的ガイダンスや教育的マテリアルを伴う可能性がある。

**(開示原則 DP の概要)**

11. 開示原則 DP の概要は、次のとおりである。



また、上記の各項目には、次のような内容が記載される予定である。

項目	内容
効果的なコミュニケーションの原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が財務諸表を作成する際に適用すべき効果的なコミュニケーションの原則の開発に関する検討</li> </ul>
基本財務諸表及び注記の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表さまざまな構成要素の役割と、それらの役割が財務諸表の目的を満たすことにどのように役立つかという点についての検討</li> </ul>

情報の開示場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外で開示できるのはどのような場合かという点についての検討</li> <li>「非 IFRS 情報」を財務諸表の中で開示できるのはどのような場合かという点についての検討</li> </ul>
業績指標の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表での業績指標の適正な表示に関する検討</li> </ul>
会計方針の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計方針の開示の伝達方法を改善するための方策に関する検討</li> </ul>
統一的な開示目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一的な開示目的の開発に関する検討</li> <li>IASB ボードは、IFRS 基準における開示目的及び開示要求を開発し組織化する際に、統一的な開示目的をどのように使用できるかという点についての検討</li> </ul>
開示に関する要求事項の文案作成アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) のスタッフが、IFRS 基準における開示目的及び開示に関する要求事項の文案作成のために開発したアプローチ</li> </ul>

### (開示原則 DP における主な提案事項<sup>1)</sup>)

#### 効果的なコミュニケーションの原則

12. 効果的なコミュニケーションの原則は、作成者が財務諸表において情報をより効果的に伝達するための助けとなることを目的とした、提供される情報の伝達方法に関する原則である。これらの原則には、例えば、次のような項目が含まれている。

- (1) 企業固有 (entity-specific) であること
- (2) 可能な限り簡潔かつ直接的な記述を行うこと
- (3) その種類の情報に適した様式 (format) で提供されていること
- (4) 重要な事項を目立たせるように構成されていること
- (5) 財務諸表の別々の部分において不必要に重複していないこと

#### 基本財務諸表と注記の役割

13. 基本財務諸表の役割は、企業の認識した資産、負債、持分、収益及び費用について、次のことを行ううえで有用な、構造化された比較可能な要約を提供することにある。

- (1) 企業の資産、負債、持分、収益及び費用の概観を得ること

<sup>1</sup> ASBJ 事務局において、過去の IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパー及び暫定決定事項を踏まえてまとめたものであり、将来公表される開示原則 DP とは異なる可能性がある。

- (2) 企業間及び報告期間での比較を行うこと
- (3) 財務諸表の中で、財務諸表利用者が注記における追加的な情報を求めるであろう項目又は領域を識別すること

14. 一方、注記の役割は次のとおりである。

- (1) 基本財務諸表においての説明のために必要な追加的な情報を提供すること
- (2) 財務諸表の目的を満たすために必要な他の情報で基本財務諸表を補足すること

#### **財務諸表の外での IFRS 情報の開示**

15. IFRS 基準に準拠するために必要な情報は、次の事項を満たすことを条件に財務諸表の外で開示することができる。

- (1) 企業の年次報告書（annual report）の中で開示されること
- (2) 財務諸表の外で開示することで、年次報告書全体の理解可能性が高まること
- (3) 財務諸表が依然として理解可能で、情報が忠実に表現されていること

#### **財務諸表の中での「非 IFRS 情報」の開示**

16. 企業が「非 IFRS 情報」を開示する場合には、次のことが要求される。

- (1) 非 IFRS 情報とされた情報のリストを、IAS 第 1 号で要求されている IFRS に準拠している旨の無限定の記述（IAS 第 1 号第 16 項）とともに、財務諸表において開示すること
- (2) 情報が IFRS 基準に従って作成されていないこと（該当がある場合には、未監査であること）を明瞭に記述すること
- (3) 当該情報が有用であり財務諸表に含められている理由を説明すること

#### **財務諸表における業績指標（performance measures）の使用**

17. 企業が業績指標（EBITDA や EBIT など）を開示する場合には、一般開示基準において、例えば、次のことを要求すべきとしている。

- (1) IFRS 基準で要求している最も直接的に比較可能な指標と調整（reconcile）して表示すること
- (2) 分類、測定及び表示を統合的に行い、期間を超えて比較を行えるようにすること。ただし、IAS 第 1 号第 45 項に記載のとおり、IFRS 基準が表示の変更を要

求している場合を除く。

- (3) IFRS 基準で要求している基本財務諸表における小計及び合計と比較して、目立ち方が同等又は少なくなるように示すこと
- (4) その業績指標が財務諸表の一部を構成しているのかどうか、また、監査されているのかどうかを明瞭となる方法で表示すること

### **会計方針の開示**

18. 一般開示基準には、どのような場合に会計方針を開示すべきかを判断するための追加的なガイダンスと、会計方針の開示をより企業固有のものとするための追加的なガイダンスが含まれる。

### **開示原則 DP に係るアウトリーチ**

19. 開示原則 DP の公表は、2017 年 4 月上旬を予定している。また、コメント募集期間は 6 か月の予定である。
20. アウトリーチの方法としては、次の形式により行うことが考えられている。
  - (1) ASAF、CMAC、GPF などの諮問機関とのディスカッション
  - (2) すべての利害関係者を含めたディスカッション/ラウンドテーブル
  - (3) 財務諸表利用者への的を絞ったアウトリーチ（各利用者に関連する直接的なトピックについて議論するため）
  - (4) 各国基準設定主体の支援により組織されるアウトリーチミーティング

### **ASAF 会議での発言案**

21. IASB から ASAF メンバーに対し、次の質問が寄せられている。
  - (1) 開示原則 DP に係るアウトリーチについて、何か提案はあるか。
  - (2) ASAF メンバーは、IASB の行うアウトリーチ活動を支援することが可能か。
  - (3) IASB は、ASAF メンバーの行うアウトリーチ活動をどのように支援できるか。
  - (4) その他の質問又はコメントはあるか。

22. これらに対する ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。

- (1) 法域や地域によって認識している問題が異なる可能性があるため、ぜひ日本及びアジア地域でもアウトリーチを実施してもらいたい。日本国内の利害関係者へのアウトリーチの際には、ASBJ は IASB を支援したいと考えている。
- (2) 開示目的及び開示に関する要求事項の開発にあたっては、財務諸表利用者が具体的に開示をどのように利用して分析を行っているかを把握することが重要である。作成者からは、開示する情報を財務諸表利用者がどのように利用しているのか、既存の開示で何が足りないのかが理解できていないという意見が聞かれている。
- (3) 財務諸表利用者に対するアウトリーチについて、セルサイド・アナリスト、バイサイド・アナリスト、信用アナリストは、それぞれ異なった観点で分析を行っていることから、異なる種類の情報を得られる方法でアウトリーチを行うべきであるとする。それぞれから個別にヒアリングを実施することで、多様な情報を得ることができると考える。
- (4) 一方で、開示原則を実際に適用するのは作成者であるため、作成者からの意見を聞くことも重要である。財務諸表利用者と作成者の双方の意見をバランスよく聴取することが必要である。

#### ディスカッション・ポイント

ASAF 会議での発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上